

会館ご利用について

身延町総合文化会館

山梨県南巨摩郡身延町波木井407

電話 0556-62-2110

FAX 0556-62-3523

◎ 申込方法

・ 受付時間

開館日の午前9時から午後5時まで

休館日は受付いたしません。

(休館日：月曜日、月曜日が祝日の場合は翌日、12月28日～1月3日)

・ 申込方法

(1) 施設使用の申込の受付は、使用日の6ヶ月前から10日前までです。

(2) 申込手続きは、会館事務室へ使用許可申請書を提出して下さい。

(3) 原則として電話、郵便等での申込は、受付いたしません。直接来館して申込をして下さい。

(4) 申込の祭は、印鑑が必要です。

(5) 使用料は、原則として全額を前納して頂きます。

・ 使用時間

(1) 使用時間は、午前9時から午後10時までです。

(2) 使用時間には、会場準備、観客者の入退場及び後片付けに要する一切の時間を含みます。

・ 申込の受付順位

使用の許可は、原則として「使用許可申請書」を受理した順位によっておこないます。

・ 使用の取消、変更

使用の取消、変更をされるときは「使用変更承認申請書」か「使用許可取消申請書」を提出して下さい。

・ 使用料の納付

(1) 原則として全額を前納していただきます。

施設使用料・・・別表1

設備器具使用料・・・別表2

(2) 使用が許可になると会館から使用許可書を発行します。

(3) 許可書が発行された日から、20日以内に指定金融機関の窓口で現金にて納付して下さい。

・ 使用料の還付

一旦納められた使用料は、使用者の都合で取消、変更されても還付いたしません。

ただし、次のような場合に限り全額又は一部を還付いたします。なお、変更により差額が生じた場合は、その差額を納めていただきます。

① 使用者の責任によらない理由により、使用することが出来なくなった時 …… 全額

② 使用者が使用日前60日前までに使用の取消を申請した時 …………… 全額

③ 使用者が使用日前30日前までに使用の取消を申請した時 …………… 半額

※ピアノ フルコンサートピアノ……スタインウェイ D274

セミコンサートピアノ……ベーゼンドルファー Mod 200

ピアノを使用する場合は、必ず使用前の調律をお願いします。

調律先については、維持管理上、別紙指定調律師とします。

◎ 使用の準備

・ 事前の準備

催し物を円滑に進めるため、使用日前10日前までに設営等について、会館の職員と打ち合わせをしてください。(催し物のプログラム、チラシ等を持参してください。)

催し物の看板、事務用品等は、使用者で用意してください。

◎ 使用終了後

・ 原状回復

使用者は、使用終了後すみやかに室内の整理、清掃をし、設備器具等の原状回復をおこない、会館職員の点検を受けてください。

・ 修理費の負担

使用者が、使用中に故意又は過失により施設又は設備器具を亡失したり破損した場合は、その修理又は補充に要する費用の全部又は一部を負担して頂きます。

◎ 使用上の注意

・ 使用許可書の提示

使用の当日管理事務室へ、使用許可書を提示してください。

・ 使用時間の厳守

使用時間は必ず守ってください。

・ 職員の立ち入り

会館の管理上必要があると認められるときは、職員を立ち入らせていただくことがあります。

・ 厳守事項

使用者は、次に掲げる事項を守っていただくとともに、入場者にも周知徹底してください。

- (1) 指定の場所以外で、飲食をし、喫煙し、又は火気の使用をしないで下さい。
- (2) 許可を受けないで、壁、柱、扉等に張り紙をし、くぎ類を打たないで下さい。
- (3) 許可を受けないで、看板、旗、懸垂幕等を掲げないで下さい。
- (4) 許可を受けないで、寄付金の募集を行い、又は物品の販売を行わないで下さい。
- (5) 申請目的以外の目的に、施設及び設備器具を使用しないで下さい。
- (6) 許可を受けないで、設備器具を、会館の外に持ち出さないで下さい。
- (7) 会館には、危険物、不潔な物品及び動物類を持ち込まないで下さい。

身延町総合文化会館施設等使用料の条件

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他の名称いかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、営利の目的をもって使用するときは、使用料に100分の100を乗じた額を加算する。
- 3 リハーサルに使用するときは、使用料の100分の50に相当する額とする。
- 4 使用時間がやむを得ない理由により、この表の区分による時間を超える場合は、その超過時間が午前9時以前の場合及び正午以後の場合は午前の金額に、午後5時以後の場合は午後の金額に午後10時以後の場合は夜間の金額に100分の30を乗じた金額を徴収する。
- 5 使用料に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。